# 千葉県における指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

### 1 趣旨

- ・近年、イノシシやニホンジカ等の急速な生息数増加・分布拡大により、農林業や生活環境への被害、自然生態系への影響が深刻化している。
- ・これらの有害鳥獣の捕獲については、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が実施している。関係者の努力によりイノシシやニホンジカの捕獲数は増加しているものの、 両種の増加速度に捕獲が追いつかないのが現状。
- ・このような課題を受け、新たな捕獲の仕組みをつくるべく、平成 26 年の鳥獣保護 法の改正により、都道府県が主体となって捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」 が国により創設された。
- ・集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について都道府県又は国が捕獲等をする事業であり、原則として一定の要件を満たした認定鳥獣捕獲等事業者に委託して実施する仕組み。
- ・現在は、イノシシとニホンジカが指定管理鳥獣に指定されている。本県では両種に よる被害が多いことから、今年度より両種について同事業を実施する。
- ・事業の実施にあたっては、市町村が実施している有害鳥獣捕獲との調整、棲み分け が必要。

#### 2 県としての基本方針

- ・地域個体群を適正に管理するという視点から管理方法を分けると、一つは生息数を 適正な数まで減少させる密度管理、もう一つは、生息域を適正な範囲に縮小させる 分布管理に分けられる。
- ・市町村の有害鳥獣捕獲は主に高密度地域で捕獲が実施されており、密度管理に相当 する。
- ⇒<u>これまでの有害鳥獣捕獲(密度管理)は引き続き市町村が実施し、県は生息域の拡</u>大防止及び生息域の縮小(分布管理)を目的として捕獲事業を実施する。

#### 表 1 県による指定管理鳥獣捕獲等事業と市町村による有害鳥獣捕獲との違い(千葉県の場合)

	指定管理鳥獣捕獲等事業	有害鳥獣捕獲	
根拠法	環境省(鳥獣保護管理法) 農林水産省(特措法)		
事業主体	県(国) 市町村		
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 被害防止計画(緊急捕獲計画)		
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止	
	(分布管理:生息域の縮小)	(密度管理:生息数の減少)	
範囲	複数市町村を対象とした広範囲	該当市町村の区域内	
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者(法人)	猟友会員(猟友会)、農協・農家など	

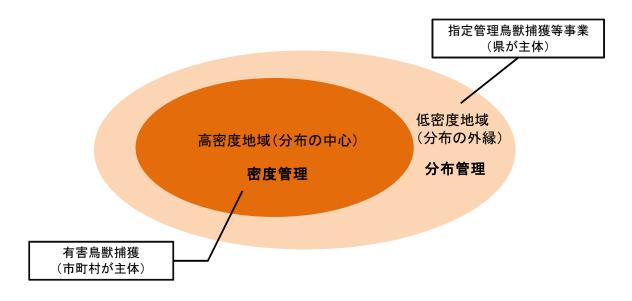


図1 密度管理と分布管理のイメージ図

## 3 捕獲事業の候補地

平成27年度の実施区域については、次の3地域が候補地である。

- (1) イノシシ(図2のとおり)
  - ●成田市、神崎町、多古町、芝山町、香取市

イノシシの生息域の飛び地であり、数年前から捕獲が報告され始めたため、この地域を起点に生息域が拡大する恐れがある。

● 茂原市、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町

イノシシの生息域の外縁部であり、10年程前は生息や捕獲等が確認されなかったが、近年に捕獲頭数が増加している地域であるため、早期に拡大を防止する必要がある。

- **(2) ニホンジカ**(図3のとおり)
  - 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、市原市

ニホンジカの生息域の外縁部であり、近年に捕獲頭数が増加もしくは捕獲され 始めた地域であるため、早期に拡大を防止する必要がある。

#### 4 捕獲の実施計画

同事業を実施するには、捕獲区域や捕獲方法等を定めた実施計画を策定する必要がある。このため、上記の候補地でイノシシもしくはニホンジカの生息状況を調査し、 その結果や関係者からの意見・要望を踏まえ、実施計画(案)を策定した。

#### 5 実施スケジュール

本事業については、以下のスケジュールに沿って実施する。なお、平成 28 年度も 平成 27 年度と同様の流れで進める予定であるが、捕獲期間を長くするため、スケジュールが全体に前倒しとなる予定である。

表2 事業実施スケジュール

年	月	内容	
平成 27	6月	生息状況調査 開始	
		指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域担当者会議	
	7月	生息状況調査 終了	
	8月	指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域担当者会議	
		実施計画(案)策定	
	9月	イノシシ・ニホンジカ小委員会	
	10 月	実施計画 策定	
平成 28	1月	捕獲開始	
	3 月	捕獲終了	
	6 月	生息状況調査	
	7月以降	平成 27 年度事業の評価	
		平成 28 年度の実施計画の検討	

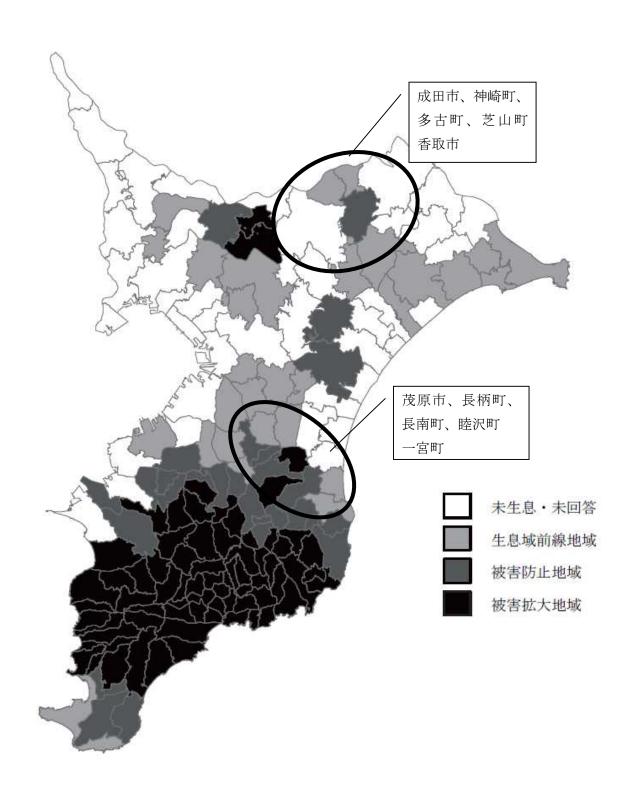


図2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施地域(イノシシ)

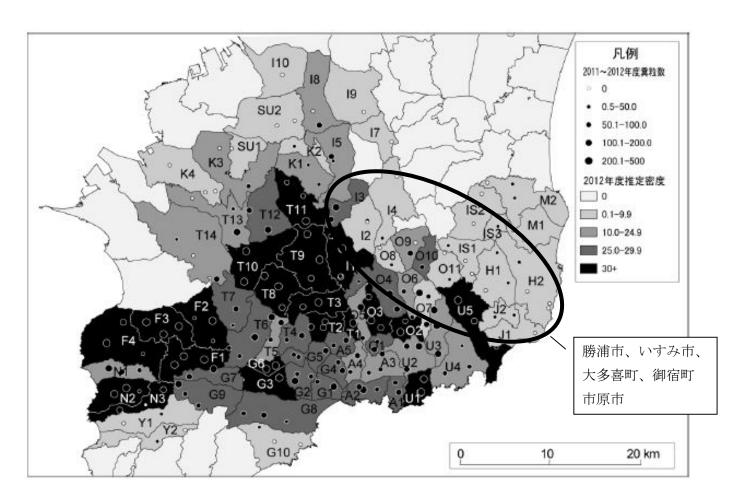


図3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施地域(ニホンジカ)